

石川県公報

令和 7 年 10 月 10 日

第 13848 号（金曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

告 示	
○県統計調査の実施	（資源循環推進課） 1
公 告	
○入札公告	（デジタル推進監室） 1
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	
	（建築住宅課） 3

監 査 委 員

○定期監査結果公表	3
○財政的援助団体等監査結果公表	4
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	4

告

示

石川県告示第335号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

令和 7 年10月10日

石川県知事 馳 浩

- 県統計調査の名称
石川県産業廃棄物排出量実態調査
- 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標（製造品出荷額等）
 - 基準となる期日又は期間
令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 7 年 3 月31日（月）まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送等で調査票を配布し、郵送等で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
令和 7 年10月14日（火）から同年11月14日（金）まで

公

告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年10月10日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム通信機器借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

(4) 借上場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する額面については、(3)に掲げる借上期間の全てに係る金額を記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 7 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課

電話番号 076-225-1321

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

令和 7 年 10 月 10 日（金）から同月 20 日（月）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）

(4) 交付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 入札書の受領期限

令和 7 年 10 月 24 日（金）午前 10 時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

(6) 開札の日時及び場所

令和 7 年 10 月 24 日（金）午前 10 時 デジタル推進監室内打合せ室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和 7 年10月10日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字庄ニ 3 番 1 から 3 番11まで、4 番 1 から 4 番 6 まで及び農道・水路の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字庄ニ 3 番10、3 番11及び 4 番 6	河北郡津幡町字横浜へ83番地 2 株式会社智朗

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、令和 7 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 7 年10月10日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

- 1 監査の対象
地方自治法第199条第 1 項に規定する令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。
- 2 監査の着眼点（評価項目）
監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。
- 3 監査の実施内容
財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認などの方法により監査を実施した。
- 4 監査の結果
財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
人事・組織経営課	令和 7 年 8 月29日	支出事務において、嘱託医の報酬を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
総務課	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
管財課	”	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。

税務課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
市町支援課	〃	〃
デジタル推進監室	〃	支出事務において、電話料金の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
営繕課	〃	財政的援助事務において、補助金交付決定通知書の交付条件の記載が不明確なものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
東京事務所	令和 7 年 9 月 4 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
大阪事務所	〃	支出事務において、社会保険料の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
石川四高記念文化交流館	令和 7 年 9 月 16 日	契約事務において、成果品の検査調書を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により、令和 7 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 7 年10月10日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第 7 項に規定する令和 6 年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
一般財団法人石川県文化・産業振興基金	令和 7 年 9 月 2 日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講

じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 10 日

石川県監査委員 平 蔵 豊 志
同 谷 内 律 夫
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

（別 紙）

金 港 第 1081 号
令和 7 年 8 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第 193 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、単価契約の係数を見積徴収で示していないため経費を適正に算出できない状況となっているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	金沢港湾事務所	所属内で、単価契約の係数として基準単価率を明記することについて、周知を図り、チェックを徹底してまいります。

金港第 1081－2 号
令和 7 年 8 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第 193 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
工事請負費の前払金の支払が遅延しているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	金沢港湾事務所	所属内で支払時期の周知・徹底を図り、改めて決裁時のチェックを徹底してまいります。

金港第 1081－3 号
令和 7 年 8 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第 193 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機電気料の請求先を誤って徴収している	金沢港湾事務所	使用許可を行っている相手方に電気料を請求し、今後、このようなことがないよう適正な収入事務に努め

ものがあった。
今後、このようなことがないよう
十分注意すること。

てまいります。

金港第1081－4号

令和7年8月27日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年7月25日付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、納付された港湾施設使用料について、規定に反し、一部を戻出したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	金沢港湾事務所	条例や財務規則等を熟読し、今後、このようなことがないよう適正な収入事務に努めてまいります。

金港第1081－5号

令和7年8月27日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年7月25日付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
災害時応援協定に基づき実施した応急対策工事において、速やかに契約が締結されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	金沢港湾事務所	今後、このようなことがないよう、工事関係例規や災害時協定に基づき適切に対応してまいります。

畜 産 第 981 号

令和7年8月27日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年7月25日付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
行政財産使用料の収入事務において、徴収金額を誤り、追加で徴収しているものがあった。	畜産振興・防疫対策課	根拠となる財務規則や各種通知等の資料を再確認する。今後、調定の際は、事務担当者を含めた複数人で積算根拠が正しいか確認する。

今後、このようなことがないよう
注意すること。

畜産第981-2号
令和7年8月27日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年7月25日付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
補助金を繰越した際の年度当初の事務処理について不適切な取扱いがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	畜産振興・防疫対策課	今回の事例を課内へ周知するとともに、担当者間の引継ぎでも留意事項として記録する。今後、繰越に係る年度当初の事務処理について、事業担当と庶務担当による複数人での確認を徹底する。

畜産第981-3号
令和7年8月27日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年7月25日付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	畜産振興・防疫対策課	財務規則や会計事務の手引き等の資料を再確認する。今後、物品の購入や印刷物の発注にあたっては、事務担当者を含めた複数人による確認を徹底する。

教 文 第 1806 号
令和7年9月12日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。	文化財課	管財課通知やオープンカウンター実施要領などをしっかりと把握するとともに、複数人による確認を徹底するなど、適正な事務手続きの執行に万全を期すよう指導しました。

今後、このようなことがないよう
注意すること。

教 文 第 1806 号
令和 7 年 9 月 12 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	文化財課	交通事故が発生したことを重く受け止め、職員との個別面談時等に、改めて全職員に対し、交通法規を遵守するとともに安全運転に万全を期するよう周知徹底を図ったほか、事故を発生させた職員に自動車運転技術向上研修を受講させ、職員の運転技術の向上に取り組んでおります。 今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、交通安全に万全を期し、交通事故の防止に努めます。

教 生 第 477 号
令和 7 年 9 月 22 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	生涯学習課	価格改定後の金額で変更契約し、令和 6 年度と令和 7 年度分の使用料について、差額（不足額）を調定した。

危 第 683 号
令和 7 年 9 月 16 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、行政財産使用	危機対策課	使用料の算定根拠となる資料を準備し、複数人での

料の調定金額を誤っているものが
あった。
今後、このようなことがないよう
注意すること。

チェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。

カ 第 519 号
令和7年9月9日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	カーボンニュートラル推進課	公用車の事故が発生したことを重く受け止め、改めて全職員に対し交通法規の遵守とともに、安全運転に万全を期するよう周知徹底を図りました。 事故を起こした職員には、自治研修センターが行う「自動車運転技術向上研修」を受講させる予定であるなど、運転技術の改善・向上に努めています。 今後このようなことがないよう、公用車を運転する際は、安全運転宣言を行うこととするなど、安全意識の向上に努めてまいります。

石 公 委 第 136 号
令和7年9月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	石川県警察本部	使用料の算定根拠となる資料を準備し、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。

石 公 委 第 137 号
令和7年9月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員の寒冷地手当等を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	石川県警察本部	支給要件の確認を慎重に行うとともに、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。

石 公 委 第 138 号
令和 7 年 9 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員の特殊勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	石川県警察本部	特殊勤務手当の支給要件について、職員へ周知し、支給に際しては複数人での確認を徹底して再発防止に努めます。

石 公 委 第 139 号
令和 7 年 9 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員の特殊勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	石川県警察本部	特殊勤務手当の支給要件について、職員へ周知し、支給に際しては複数人での確認を徹底して再発防止に努めます。

石 公 委 第 140 号
令和 7 年 9 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員の児童手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	石川県警察本部	手当の認定に係る支給要件の正確な理解を推進し、複数人での確認を徹底して再発防止に努めます。

石 公 委 第 141 号
令和 7 年 9 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員の時間外勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	石川県警察本部	支給要件の確認を慎重に行うとともに、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。

石 公 委 第 142 号
令和 7 年 9 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公舎の駐車場貸与料を過大に徴収し、返納していたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	石川県警察本部	公舎貸与の承認、公舎貸与料の徴収に際しては、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。

観戦第 651-1 号
令和 7 年 9 月 5 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	観光戦略課	工作物が撤去された場合について、改めて課内職員で確認を行い、速やかに公有財産台帳への記載等必要な手続き（異動報告書の提出等）を行うこととする。

観戦第 651-2 号
令和 7 年 9 月 5 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、新規の商標登録を含む出願手続きに時間を要したことから、既存の商標権が一時消滅したものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	観光戦略課	特許庁の審査は、1 年間以上の期間を要する場合もあるため、弁理士から助言を得ながら、商標権が消滅する前々年度に手続きを開始するとともに、10 年毎に発生する権利消滅について作業漏れがないよう課内での共有・引継を徹底することとする。

河 第 1264 号
令和 7 年 9 月 10 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、修理代金を二重払いしているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	河川課	二重払いの発生を防止するため、今後は、支出内容の記録及び共有を行うとともに、支出命令の決裁段階で、担当者以外の職員は、支出内容が記録されているか、既に同じ内容の支出がされていないか確認を徹底することで再発防止に努めます。